



平成21年7月7日

町民環境部長 様

企画政策部長

寒川町庁議規程改正の検討状況について（回答）

平成21年6月25日付けで照会のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

【回答】

寒川町においては、平成19年4月1日より自治基本条例が施行され、同条例第12条では、町民と町及び町民相互がまちづくりに関する情報を共有することを基本原則としており、また同条例第14条では第12条の原則に則り、別に条例で定めるところにより町民に対し町の保有する情報を適正に公開するとともに、まちづくりに関する情報を積極的に提供しよう努めることとしております。

このような状況の中、寒川町まちづくり推進会議において「政策会議議事録の公開に関する提案書」が提出されたところでございますが、現在、政策会議は庁議規程に則り会議開催され、同規程第9条で「庁議の結果は、記録しておかなければならない」と規定されております。また、寒川町情報公開条例第4条により「何人も、実施機関に対して、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる」と規定されております。よって本会議の会議録については情報公開請求により開示可能であるため、この度の政策会議の結果公表につきましては、寒川町情報公開条例により対応してまいりたいと考えます。



平成 21 年 2 月 19 日

寒川町長 山 上 貞 夫 様

寒川町まちづくり推進会議
会 長 森 澤 徳 文

政策会議議事録の公開に関する提案書

まちづくり推進会議は、町民の参加による自治運営の推進を図るための中期的な方策の検討を進めて参りました。

検討の結果、町民と行政が協働してまちづくりを進めるためには、まずもって情報の共有が必要との認識で一致し、寒川町自治基本条例「第 2 章 情報の共有」に則り、町民と町及び町民相互が、まちづくりに関する情報を共有する仕組みや「第 4 章 町政への参画」について調査し、協議して参りました。

その成果として、平成 20 年 11 月 27 日付け「寒川町自治基本条例の推進に必要な規則（案）及び付帯意見書」と共に「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（案）」並びに「寒川町パブリックコメント手続きに関する規則（案）」を提案いたしました。

上記「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（案）」中、第 2 条（対象とする会議）第 2 項の、寒川町庁議規程第 2 条に規定する政策会議の結果の公表は、審議会等の会議を公開することが不可欠である以上に、町の政策決定の様子をタイムリーに知ることが、町の持つ情報の共有化を具現化するものであると強く認識し、提案したものです。

従いまして、町の政策決定の場である政策会議の議事録及び資料の公開を可能ならしめるよう、寒川町自治基本条例第 2 条第 2 項に基づき、寒川町庁議規程を改正されますことを提案いたしますので、よろしくお取りはからい下さるよう御願いたします。